

平成28年度1月定例教育委員会会議録

1. 日時	平成29年1月18日(水) (午後3時から)
1. 場所	市来庁舎 2階庁議室
1. 委員会に出席した人	<p>富永委員長・徳重涼子委員・福田恵一委員・宮之原加代子委員 有村孝教育長</p> <p>木下総務課長・久木野社会教育課長・中村市民スポーツ課長・北山給食センター所長・桃北学校教育課長補佐・高瀬社会教育課長補佐・宇都口市民スポーツ課主監・新町社会教育課主幹 書記 後瀧総務課長補佐</p>
1. 附議事件	<p>議案第18号 いちき串木野市教育委員会行政評価会議委員の委嘱について</p> <p>報告第7号 いちき串木野市奨学金条例施行規則等の一部を改正する規則の代決について</p> <p>【追加議案】 議案第19号 いちき串木野市文化財の指定について</p>
富永委員長	<p>只今から1月定例教育委員会を始めます。 教育長の挨拶をお願いします。</p> <p>(有村教育長挨拶)</p>
富永委員長	委員の先生方には、先に配布してありました12月定例教育委員会の会議録について、何かご意見はなかったでしょうか。
各委員	何もありません。
富永委員長	ご意見が無いようですので、12月定例教育委員会の会議録については承認いたします。
富永委員長	<p>早速、附議事件にはいります。</p> <p>議案第18号「いちき串木野市教育委員会行政評価会議委員の委嘱について」の説明をお願いします。</p>

木下課長	<p>議案第 18 号「いちき串木野市教育委員会行政評価会議委員の委嘱について」であります。</p> <p>いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、学識経験を有する外部委員による点検及び評価を行うため、委員を選任するものであります。</p> <p>2 ページの参考条文を記載してあります。</p> <p>(組織)については、第 3 条で評価会議は委員 5 人以内で組織する。第 3 条第 2 項で委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱するとなっております。</p> <p>(任期)については、第 4 条で委員の任期は委嘱日から当該委嘱日の属する年度末までとする。</p> <p>第 4 条第 2 項で委員は、再任されることができるとなっております。</p> <p>そういう事で、ここに掲げました、5 人の方々に行政評価会議委員として委嘱してよろしいかお伺するものであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 塩屋 かよ子 2 所崎 平 3 平野 道幸 4 本村 信一 5 中島 美代子 <p>1 番の塩屋さんから 4 番の本村さんまでは、昨年に引き続きお願いしたいと考えております。5 番目の中島美代子さんについては今年度新たにお願いしたと考えております。</p> <p>中島美代子さんにつきましては、元養護学校の PTA 会長を歴任された方で、地域活動等幅広く活躍されておられる方であります。</p> <p>以上であります。</p>
富永委員長	<p>只今、説明がありましたが、何か意見はありませんか。</p>
富永委員長	<p>推薦理由をもう少し詳しくお願いします。</p>
木下課長	<p>中島美代子さんにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、いろいろと地域活動を含め、いろんな所で教育に関する場面で積極的に活動されていらっしゃいます。また、養護学校の PTA 会長も歴任されておられます。また、年齢的な面、或いは女性の方をお願いしてはという観点から、今回ご提案したところであります。</p>
富永委員長	<p>その他、意見はありませんか。無いようですので、議案第 18 号については、原案のとおり可決してよろしいですか。</p>

各委員	はい。
富永委員長	よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。
富永委員長	次に、報告第 7 号「いちき申木野市奨学金条例施行規則等の一部を改正する規則の代決について」の説明をお願いします。
木下課長	<p>報告第 7 号「いちき申木野市奨学金条例施行規則等の一部を改正する規則の代決について」であります。</p> <p>いちき申木野市奨学金条例等の一部改正に伴い、いちき申木野市奨学金条例施行規則等の一部を改正しようとしたが、審議する暇がなかったため、臨時に代理し代決したので報告するものであります。</p> <p>主な内容につきましては、先月の定例会で報告いたしました、「いちき申木野市奨学金条例の改正」に伴う様式等の変更であります。</p> <p>(いちき申木野市奨学金条例施行規則の一部改正)</p> <p>第 1 条 いちき申木野市奨学金条例施行規則（平成 17 年いちき申木野市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 3 条中「教育委員会」を「いちき申木野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。</p> <p>第 8 条を削る</p> <p>第 9 条中「(様式第 9 号)」を「(様式第 7 号)」に改め、同条を第 8 条とする。</p> <p>第 10 条中「(様式第 10 号)」を「(様式第 8 号)」に改め、同条を第 9 条とする。</p> <p>第 11 条第 1 項中「奨学生選考委員会」を「いちき申木野市奨学生選考委員会」に改め、同条第 2 項中「(様式 11 号)」を「(様式 9 号)」に、「(様式 12 号)」を「(様式 10 号)」に改め、同条を第 10 条とする。</p> <p>第 12 条第 1 項中「様式第 13 号から様式第 21 号」を「様式第 11 号から様式第 19 号」に改め、同条を第 11 条とする。</p> <p>第 13 条第 1 項中「様式第 22 号」を「様式第 20 号」に改め、同条第 3 項中「(第 23 号様式)」を「(第 21 号様式)」に改め、同条を第 12 条とし、第 14 条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とする。</p> <p>様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。【別紙のとおり】</p> <p>様式第 7 号及び様式第 8 号を削る。</p> <p>様式第 9 号中「(第 9 条関係)」を「(第 8 条関係)」に改め、同様式を様式第 7 号とする。</p> <p>様式第 10 号中「(第 10 条関係)」を「(第 9 条関係)」に改め、同様式を様式第 8 号とする。</p>

様式第11号中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第12号中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を様式10号とする。

様式第13号中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式11号とする。

様式第14号中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式12号とする。

様式第15号中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式13号とする。

様式第16号中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式14号とする。

様式第17号中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式15号とする。

様式第18号中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式16号とする。

様式第19号中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式17号とする。

様式第20号中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式18号とする。

様式第21号中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式19号とする。

様式第22号中「(第13条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を様式20号とする。

様式第23号中「(第13条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を様式21号とする。

(いちき申木野市農業自営者養成奨学金条例施行規則の一部改正)
第2条 いちき申木野市農業自営者養成奨学金例施行規則(平成17年いちき申木野市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会」を「いちき申木野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第9条第2項中「委員会が」の次に「いちき申木野市」を加える。
第11条を削り、第12条を第11条とする。

様式第20号及び様式第21号を削る。

(いちき申木野市まぐろ漁船乗組員養成奨学金条例施行規則の一部改正)
第3条 いちき申木野市まぐろ漁船乗組員養成奨学金条例施行規則

	<p>(平成17年いちき串木野市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条中「教育委員会」を「いちき串木野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。</p> <p>第10条第2項中「委員会が」の次に「いちき串木野市」を加える。</p> <p>第12条を削り、第13条を第12条とする。</p> <p>様式第20号及び様式第21号を削る。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成29年1月1日から施行する。</p> <p>以上です。</p>
富永委員長	<p>只今、説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見が無いようですので、報告第7号については、承認してよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
富永委員長	<p>よって、報告第7号については、承認されました。</p>
富永委員長	<p>次に、議案第19号「いちき串木野市文化財の指定について」の説明をお願いします。</p>
久木野課長	<p>議案第19号「いちき串木野市文化財の指定について」であります。</p> <p>いちき串木野市文化財保護条例第4条第4項の規定に基づき、文化財保護審議会の答申が提出されたので、いちき串木野市文化財保護条例第4条第1項の規定により、教育委員会の議決を求めます。</p> <p>○指定案件</p> <p>種別 史跡</p> <p>名称 旧入来邸武家屋敷と古木</p> <p>○所在地 いちき串木野市上名2798番地</p> <p>○所有者 入来重光</p> <p>旧入来邸は本市における幕末期頃の武家屋敷の基本となるものであり、大変貴重な歴史的な文化財であります。また、庭木として植えられているイヌマキ(犬槨)及びゴヨウマツ(五葉松)も江戸時代頃と考えられ、市で最も古いものであります。よって市の指定文化財として指定しようとするものであります。</p> <p>以上です。</p>

富永委員長	只今、説明がありました。何か意見はありませんか。
富永委員長	市の文化財指定を受けることによって、どのような制限がありますか。
新町主幹	例えば、台風災害で雨漏りや、ガラスが割れた時などは、届出なしで修繕はできます。ただし、窓をサッシに変えたり、畳の間をフローリングにする場合は、基本的には難しいですが、ただ、生活を実際されておりますので、教育委員会に届け出をして頂き、了承を得れば、改修が出来るということになります。 ただし、あまりにも大きく改修するとなった場合は、出来ない事になります。もし、改修するとなると、文化財指定の解除も想定しての事となるかと思えます。
富永委員長	同意書は所有者で出されておりますが、居住者との関係は何もないですか。
久木野課長	あくまでも、所有者の同意を得て指定することとなっております。居住者は縁者であり、同じ思いでおられます。
有村教育長	正式に指定はどの分類に入りますか。
新町主幹	史跡名勝天然記念物の中の史跡になります。
富永委員長	何か補助的なものがありますか。
久木野課長	年間維持費を予算要求しているところであります。
富永委員長	指定が出てきたのは、初めてだと思いますが。
久木野課長	直近でいいますと、平成12年7月に2つ指定しております。旭の「十里塚の榎」と冠岳小学校の「蘇鉄」を指定しております。
新町主幹	平成20年に「萬造寺齊の生誕の地」及び「歌碑」というのも検討しましたが、指定までいかなかった経緯があります。
徳重委員	旧串木野市の方で、この件について、文化財指定しようという話はあったようですが、なかなかうまくいかなかったようであります。指定したらどうなるかということですが、補助金はあまり出なかつ

	<p>たように思います。なので、指定しても管理するのは基本的に所有者がすることが前提となります。補助金額がもう少しあると、違ってくると思いますので、予算確保に努めて頂きたいと思います。</p> <p>指定したからには、地元の方々が活用して頂きたいというのもあって指定もされると思います。出来れば、まちづくり協議会の方々が、あそこを生かす方向で色んな事を考えてくださったら、麓の活性化にも繋がるのかなと思いつつながら、私たちも、指定しようということになりましたので、最終的に地元の方々が中核的に利用して頂ければ指定が生きるのかなと思っております。</p>
久木野課長	<p>指定が決定いたしますと、教育委員会といたしましては、当然看板設置はして参ります。併せて、定額的な毎年の補助はあります。</p> <p>もし、大きな傷み等が出てきたときには、状況を見ながら協議し、維持するために支援することにはなるかと思っております。</p>
富永委員長	<p>その他、意見はありませんか。無いようですので、議案第 19 号については、原案のとおり可決してよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
富永委員長	<p>よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。</p>
富永委員長	<p>次に、各課からの連絡事項をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1 月～2 月教育委員会行事報告及び行事計画について（各課報告） ○いちき串木野市奨学生選考基準の一部改正について ○いちき串木野市生涯学習大会について <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 2 月 5 日（日）市民文化センター 講師 土井 善晴 ○第 2 回総合教育会議について <ul style="list-style-type: none"> 2 月 16 日（木）14：00 から ○次回定例教育委員会の日程について <ul style="list-style-type: none"> 2 月 16 日（木）15：00 から <p>それでは、以上で 1 月定例教育委員会を終了致します。</p> <p style="text-align: right;">（午後 3 時 50 分）</p>

本会議録は正当なることを認め、ここに承認する。

平成 29 年 2 月 16 日

委員 長 富永伸博

教育 長 有村 孝